

お知らせ

民事第20部（破産再生部）における令和2年5月31日までの債権者集会，免責審尋期日及びその他の事務の取扱いについては，5月11日付けでお知らせしたとおりですが，同年6月1日以降の事務の取扱いにつき，以下のとおりお知らせいたします。

ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 新件の申立てについて

申立ての受付は通常どおり行い，引き続き，緊急性のある事件を優先的に処理いたします。緊急性のある事件については，申立ての際，その事情をご説明下さい。

それ以外の事件については，緊急事態宣言の発令後に受け付けていた事件から，順次処理を行います。

2 破産事件の債権者集会及び免責審尋期日

令和2年6月1日から同月12日までの破産事件の債権者集会及び免責審尋期日は，延期します（平成29年（フ）第3372，3373号，同30年（フ）第741号を除く。）。実質的な審理は行いませんので，関係者の方々は裁判所にお越しになる必要はありません。延期後の次回期日については，別表をご覧ください。

ただし，この期間中に任務終了計算報告集会のみが指定されている事件については，期日を延期せず，集会を実施します。

同月15日以降に指定されている破産事件の債権者集会及び免責審尋期日については，感染防止対策を講じた上で，実施する予定です。

3 民事再生事件の債権者集会及び意見聴取集会等

民事再生事件の債権者集会及び意見聴取集会等の取扱いの詳細については，各事件の再生債務者代理人にお問い合わせ下さい。

連絡先電話番号

破産申立 03-3581-3483, 03-3581-3548

通常管財 03-3581-3492

特定管財 03-3581-3518

同時廃止 03-3581-3548

個人再生 03-3581-3491

通常再生 03-3581-3485

それ以外のお問い合わせ 03-3581-3482, 03-3581-3480

(別表) 破産事件の債権者集会及び免責審尋期日の延期後の次回期日について

破産事件の債権者集会(任務終了計算報告集会のみが指定されているものを除く。)及び免責審尋期日については、以下のとおり、12週間後に延期します。

延期後の次回期日の時間・場所は指定済みの期日と同じです。

(例) 6月4日午前10時、債権者集会場1で行われる債権者集会は、

8月27日午前10時、債権者集会場1に延期します。

(注) なお、この取扱いは、東京地方裁判所本庁(民事20部)の事件に限ります。

	指定済みの期日		延期後の次回期日
月	6月1日	→	8月24日
火	6月2日	→	8月25日
水	6月3日	→	8月26日
木	6月4日	→	8月27日
金	6月5日	→	8月28日
月	6月8日	→	8月31日
火	6月9日	→	9月1日
水	6月10日	→	9月2日
木	6月11日	→	9月3日
金	6月12日	→	9月4日